

**令和6年度 第4回
青森市障がい者自立支援協議会資料**

日時：令和7年3月26日（水）15時45分～

場所：青森市総合福祉センター2階 大集会室

◆ 目 次 ◆

- 1 青森市障がい者自立支援協議会の運営体制について…………… P 1
- 2 部会の活動状況について…………… P 2
- 3 機能強化型サービス利用支援費の算定に伴う相談支援事業所の
自立支援協議会への参画について…………… P 5
- 4 令和 7 年度の各部会の取組等について…………… P 7
- 5 個別事例から抽出された地域課題の検討について…………… P 9
- 6 令和 6 年度第 3 回青森市障がい者自立支援協議会議事録…………… P 1 0

1 青森市障がい者自立支援協議会の運営体制について

自立支援協議会の組織体制として求められること

- 自立支援協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤
- 自立支援協議会が活性化するために、運営会議が十分に機能していることが必要

「国発出：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」より抜粋

・・・・・・こういったことが求められるようになった背景には・・・・・・

令和 4 年 12 月の法改正（令和 6 年 4 月施行）により、

- 基幹相談支援センターの中核業務として、支援者支援、地域づくりが新たに追加
- 自立支援協議会の運営については、重要な業務として位置づけ

運営会議の設置

- 協議会の運営に携わる専任の担当者を含めて十分な職員体制が必要
- 官民協働による協議会運営のためのコアメンバーの会議が必要

「国発出：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」より抜粋

運営会議 の設置

全体会で話し合う案件や各部会で話し合う案件について共有するため、会長が招集する会議

《運営会議の構成》

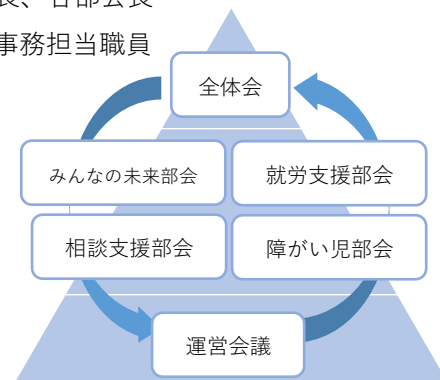
- 青森市障がい者自立支援協議会：会長、副会長、各部会長
- 青森市障がい者支援課：各チームリーダーと事務担当職員

《開催頻度》

- 概ね 2 月に 1 回（臨時開催も可能）

《役割》

- 全体会で協議する内容の検討
- 部会活動の情報共有 など



2 部会の活動状況について

部 会 名	障がい児部会
開催日時	・青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場（第2回：12月26日・第3回：2月13日）を開催。 ・その他、グループメールでのやりとりにて情報共有。 ※なお、青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場は来年度からこども未来部へ移管となる予定。
協議内容	1. 「障がい児支援実態調査」の実施について 2. 「青森市発達支援連絡会」との連携について
概 要	1. 「障がい児支援実態調査」の実施について 取り組むべき事項について、幅広く聴取し、現在の障がい児に関する課題について把握することを目的として各機関・団体へ依頼。（現在集計中。受付は3月26日（水）まで。） 2. 青森市発達支援連絡会との連携について <u>児童発達支援・放課後等デイサービスガイドライン</u>の事業所における自己評価に「（地域自立支援）」協議会等へ積極的に<u>参加</u>している」との項目がある。また、<u>児童発達支援センター</u>対象の地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリストには、以下の文言がある。 ○（自立支援）協議会（こどもの専門部会含む）又はこれに準ずる会議等に<u>参画している</u>場合。 このことから、現在青森市内児童発達支援センター3事業所が主体となって「青森市発達支援連絡会」を任意で設置し、活動を開始。将来的に青森市障がい者自立支援協議会の活動と連携していく方向で考えている。 当部会では課題として、①保育所等訪問支援実施における大枠ルールの作成、②就労選択支援との連携のための学習会の開催、③相談支援専門員（指定障害児相談支援事業所）との情報共有ルールの作成、などが検討項目としてあがっている。

部 会 名	相談支援部会
開催日時	① 第1回 令和6年12月20日（金）9：00～11：00 ② 第2回 令和7年1月14日（火）15：00～17：00 ③ 第3回 令和7年2月19日（水）9：00～11：00 ④ 第4回 令和7年3月19日（水）9：00～11：00
協議内容	○青森市の相談支援の質を担保するための相談支援ガイドラインの作成に向けた骨子案の作成 ○令和7年度より計画相談支援における機能強化サービス費算定要件となる、特定相談支援事業者による自立支援協議会（相談支援部会）への参画方法について ○相談支援事業所と地域生活支援拠点との連動に向けた現状把握と課題整理
概 要	① 第1回では、委員体制が変わった初回会議であり、これまでの経緯と現状の相談支援の課題を確認。今後取り組むべきことを整理した。また、相談支援事業所の機能強化加算、青森市独自の相談支援ガイドライン作成、地域生活支援拠点と相談支援の現状把握の必要性を共有した。 ② 第2回では、事業所の青森市独自の相談支援ガイドラインの作成について、今後の見通しを協議。今年度内に部会内で骨子を組み立て、来年度において相談支援事業所等からの意見聴取を経て、案の作成に向けていく。機能強化型サービス支援費の算定要件を満たすために、該当する事業所（7カ所）にどのように取り組んでもらうか検討する。 ③ 第3回では、令和4年度に障がい者支援課で発出した「相談支援マニュアル」をベースにガイドライン骨子案を検討。他都市のマニュアルも参考に意見交換し、総論と各論の内容を整理。 ④ 第4回では、令和7年度の相談支援部会活動計画（ガイドライン策定、機能強化サービス支援費該当事業所に対する相談支援部会への参画方法及び部会運営方法の検討。全体会への報告事項のとりまとめ

部 会 名	就労支援部会
開催日時	① 令和6年11月13日（水） ② 令和7年2月26日（水） 16:00～17:00 ③ 令和7年3月25日（火） 16:00～17:00
協議内容	① 就労選択支援の指定申請に係る照会等について各委員及び事務局と個別打合 ② 次年度以降の就労支援部会のあり方について ③ 就労選択支援事業開始までの現状及び今後の課題の整理について
概 要	① 就労選択支援の指定申請に係る意向等について、市内の就労系事業所を対象にアンケート調査を実施。回収率は60%未満とのこと。 ② 自立支援協議会、就労支援部会のあり方について事業者から意見を聴取したが、認知が図られていない現状があるため、『自立支援協議会の理解促進を促す目的もかねて就労支援関係者で集まる機会を作る』こと主軸に考え、次年度の開催内容について検討した。 ③ ②に記載内容について再確認したとともに、国資料に基づく確認を行った。 【就労に関して部会内で取り上げられた意見】 ア 青森市のバスの時刻（問屋町、流通団地、工業団地行の通勤時の適当な時刻のバスがないため働けていない人がいること）について 1名 イ 就労選択支援の影響について心配な声 多数 ウ 自立支援協議会は何をしてくれるのか？ 1名 ※アについては全体会で報告する、イは事業者に理解を促す働きかけ、ウは自立支援協議会への参画等について説明した。

機能強化型サービス利用支援費の算定に伴う 相談支援事業所の自立支援協議会への参画について

1 機能強化型サービス利用支援費(相談支援事業所)について

機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している相談支援事業所が、体制に応じて取得できる報酬となっている。

報酬告示等で定められた要件をすべて満たしている場合に算定することができるが、令和6年度報酬改定で要件に変更があり、新たな算定要件の一つに「(障がい者自立支援)協議会への参画」が追加された(令和6年度までは経過措置)。

2 機能強化型サービス利用支援費の算定要件における「協議会への参画」の考え方について

国の告示、留意事項及びQ&Aを参考に次のとおり整理した。

<国通知抜粋>

- 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。

<青森市の場合> (案)

- 青森市障がい者自立支援協議会の相談支援部会に参画し、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行う場合、「(障がい者自立支援)協議会への参画」を満たしていることとする。

《参考》

○事業所数(令和7年3月1日時点)

特定相談支援事業所 38か所(機能強化型サービス利用支援費の対象)

※現在、9事業所が機能強化型サービス利用支援費算定中

3 協議会への参画、参加について

1 青森市障がい者自立支援協議会における「参画」「参加」について

参画：協議会又は部会が進める取組等について、計画段階から協議会会長及び部会長の求めに応じて加わり意見を出し合う等の一定の役割を持つ場合

参加：協議会又は部会が企画立案した研修会などの取組や部会での取り決め事項について周知を図りたい場合等、協議会会長及び部会長の求めに応じ事業所等を参集する場合

2 「参画」「参加」の方法

参画：『青森市障がい者自立支援協議会参画届』を提出※する。参画する部会等が開催される際には、協議会会長が参画を求める事業所に出席を依頼し、依頼を受けた参画者は部会等に出席する。

※「参画届」の提出先は、事務局

参加：協議会又は部会が企画立案した研修会などの取組や、部会での取り決め事項について周知を図りたい場合等、協議会会長、部会長及び部会所属委員が参加対象となる事業所等の検討を行い、部会等が開催される際には、協議会会長が参加を求める事業所に出席を依頼し、依頼を受けた事業所は部会等に出席する。

2 令和7年度の各部会の取組について

部 会 名	障がい児部会
協議内容	①令和7年度の活動内容について
次年度の 取組内容 (案)	1. 定例会の開催 年度明けに「障がい児支援実態調査」の結果を踏まえ、今後のタイムスケジュールを検討。(集計は4月上旬に終え、4月中旬～下旬には開催したい。) 定例会は2ヶ月に1回程度。集合式またはZoomで検討中。 2. 調査 地域ニーズの把握を継続。障がい児支援関係のみならず、子育て施策、保護者、子どもへも、必要に応じた調査を実施。 3. 部会での検討内容 ① 保育所等訪問支援実施における大枠ルールの作成(仮) ② 就労選択支援との連携のための学習会の開催(仮) ③ 相談支援専門員との情報共有ルールの作成(仮) ④ 子育て施策との合同研修(仮) ⑤ ケースカンファレンスの開催(仮) ⑥ 障がい児部会への参画・参加・協力者について

部 会 名	相談支援部会
協議内容	① 相談支援ガイドライン骨子案について(参考資料1) ② 相談支援部会へ参画する相談支援事業所の役割や取組内容について
次年度の 取組内容 (案)	①相談支援ガイドライン策定 4月、5月、10月、12月、1月、3月 ②機能強化サービス費算定事業所における部会での取組(個別事例の報告、地域づくりに向けた検討、それに伴い必要な取組)について 毎月実施 4月 部会の進め方について参画事業者からの意見聴取 5月 個別事例の整理の方法 6月～9月 個別事例の報告 10月～3月 取組の検討

部 会 名	就労支援部会
協議内容	①令和 7 年度の活動内容について
次年度の 取組内容 (案)	①令和 7 年度の活動内容について 偶数月は市内就労系事業所及び関係機関を参集対象にして就労に関する各種テーマについて学習や意見交換を行うこととする。奇数月は就労選択支援事業実施予定事業所を主な参集対象として、制度の理解の就労アセスメント票の整理等を行っていく。なお、就労選択支援事業に関しては、場合によっては教育機関や相談支援事業所、放課後等デイサービス等を参集対象としたい場合も考えられるが、その場合の開催方法は今後検討が必要。 【実施予定（案）】 ※参集対象者は常時参加を原則 開催時間はすべて 16：00～17：00 4 月 3 0 日（水）職業センターの勉強と、地域での困りごと 5 月 2 8 日（水）現状の流れの補完と、アセスメント案への意見 6 月 2 5 日（水）HW の勉強と、地域での困りごと 7 月 3 0 日（水）各事業所のアセスと支援学校の交通整理（素案） 8 月 2 6 日（火）支援学校の勉強と、選択支援 9 月 2 4 日（水）新規 AB の交通整理（案）、選択支援の物差しの確認 1 0 月 2 9 日（水）選択支援の確認と、他機関連携のケース会議 1 1 月 2 6 日（水）選択支援の確認 1 2 月 なし <その他> 参集対象者は原則として現状報告等を発言いただくこととする。 就労支援部会としての意見集約については 5 名の委員が行う。 また、上記に記載する実施予定等については、R7 年度は試行的に実施することから、適宜変更する可能性がある。

部 会 名	みんなの未来部会
協議内容	令和7年3月26日実施の部会において 検討するため口頭報告
次年度の 取組内容 (案)	

青森市相談支援ガイドラインについて

1 目的

青森市障がい者総合プランにおける「障がいがある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち～共生社会の実現～」を基本理念とした「地域生活支援の充実」を目指し、青森市の相談支援体制の構築に向けて、各事業や各機関の役割を明確にし、困りごとを抱えた人が、孤独や孤立せず、相談できる地域を醸成していくために策定する。

2 時期

令和 8 年 3 月

3 策定方法

令和 7 年度相談支援部会において検討

作業スケジュール:4 月、5 月、10 月、12 月、1 月、3 月に実施予定。

4 ガイドライン骨子案

〔総論〕

- ①青森市の相談支援の体制(体系図)
- ②基幹相談支援センターの役割
 - ・国で求められている機能
 - ・青森市の体制、機能、
 - ・基幹へのつながり方(対象者像)
 - ・基幹のバックアップ
- ③委託相談支援事業所の役割
 - ・障害者相談支援事業の役割
 - ・青森市の体制、機能
 - ・実施状況
 - ・圏域会議の位置づけや求められている事柄
- ④指定特定・障害児相談の役割
 - ・法律上の位置づけ、基本相談の意味
 - ・青森市の状況、計画相談の内容
- ⑤主任相談支援専門員の役割
 - ・法律上の位置づけ、機能
 - ・青森市における主任相談支援専門員の加算の要件と具体的な取組内容
- ⑥地域生活支援拠点の役割
 - 法律上の位置づけと機能
 - 市としての方向性、体制整備の考え方

〔各論〕

- ①計画相談の流れ
- ②支給量の考え方
- ③計画の作成とモニタリング
 - ・モニタリングについて細かく検討する。(サイン、頻度、モニタリングできない場合等)
 - ・者と児との取り扱いの違いや注意点等
- ④請求
- ⑤他事業所への引継ぎ
- ⑥その他よくある質問

〔その他〕

- ・地域相談支援
- ・自立生活援助
- ・地域活動支援センターⅠ型の役割や機能
- ・介護保険サービスへの移行、併給関係

〔技術編〕

- ・インテーク
- ・アセスメント
- ・サービス提供事業者との連携
- ・サービス担当者会議
- ・各種加算の事例

3 個別事例から抽出された地域課題の検討について

○青森市障がい者自立支援協議会の新たな取組について（令和6年第1回・3回協議会報告資料より抜粋）

青森市障がい福祉計画第7期計画（抜粋）

国の基本指針
地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、次に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

◆目標値設定に当たっての考え方

地域づくりに向けた「青森市障がい者自立支援協議会」の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討による地域課題の改善等を図る取組を実施し、本市の更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

◆目標値

項目	取組・数値
【新たな取組】 ○ 青森市障がい者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の検討回数	年1回実施

○各圏域の協議等において抽出された個別事例から抽出された地域課題

テーマ	概要
障がい児の放課後等の支援の充実	放課後等デイサービスの利用が増える中で、利用調整が難航することもあるため、放課後等デイサービス以外の過ごす場所の充実について
移動支援（外出介護）を提供できる事業所の拡充	外出介護を提供する事業所が少ないこと、新規での受入が難しい場合があるため、障がいのある方の移動支援の拡充について
雪問題における障がい者支援	ヘルパーの車両が駐車できずにサービス提供が困難になったことや、障がいのあるかた自身が雪問題に対応できないことがあるため、そのような場合の支援の方策について
公的サービスで補えない支援	成年後見制度等の支援の対象外になる身体障がいのかたの金銭管理支援等の支援について
地域のサービス提供事業所が少ない中での支援	浪岡地域内にサービス提供事業所が少ない中での地域生活支援について

○協議事項

【青森市障がい者自立支援協議会において検討いただくテーマの選定】

上記に記載している5テーマから、青森市障がい者自立支援協議会として、個別事例の検討を通じた地域課題の検討を行っていただくテーマを選定いただき、その内容を検討する部会を選定いただきたい。

令和6年度第3回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日 時 令和6年11月13日（水）10時～12時

場 所 青森市総合福祉センター2階 大集会室

出席者

（出席委員） 中村委員、田中委員、長谷川委員、鈴木委員、越膳委員、中野委員、張間委員、柳谷委員、高橋委員、常田委員、波田野委員、狭間委員、藤川委員、野呂委員、對馬委員、長久保委員、小山田委員、前中委員
（18名）

（欠席委員） 高杉委員、阿保委員（2名）

（事務局） 福祉部長、福祉部次長
障がい者支援課 山口課長、工藤主幹、渡邊主幹、斎藤主幹、竹内主査（5名）

1 開会

2 委員紹介

3 福祉部長あいさつ

4 事務局自己紹介

5 組織会

（1）会長の選出

委員より、中村委員を会長に推薦する提案があり、全委員による承認のもと中村委員が会長に選出された。

（2）副会長の選出

中村会長から、田中委員を副会長に指名する提案があり、田中委員の承認を受け、田中委員が副会長に選出された。

6 事務局説明

（1）青森市障がい者自立支援協議会の概要について

配布資料「令和6年度第3回青森市障がい者自立支援協議会資料」1～2頁について事務局より説明

《ご意見等》

（委員）各部会の人数に差があるが、この人数は何かで規定されているのか確認したい。

（事務局）現状の人数でお示ししているものである。

(2) 部会の設置について

配布資料「令和6年度第3回青森市障がい者自立支援協議会資料」3頁について
事務局より説明

《ご意見等》

(委員) 今期から委員に就任しているため、これまでの部会の動きと今後の部会開催についての動き、また部会に出席した場合の報酬等の状況を確認したい。

(事務局) これまで部会は基本的に委員が中心となり、随時必要に応じて開催をしていただくということになっております。そのような関係もあり、部会開催時の報酬に関しては予算措置等は行っておりませんでした。事務局としては、会場確保や部会運営の協力等を通して、部会運営に支障がないようにしたいと考えております。

(会長) 実際に地域の実情の中で埋もれてる部分とか課題となっている部分の整理などが十分できていなかった部分も考えられるので、今後は部会の活動を充実させながら、個別課題等を集約し、協議会で検証するなど努力していきたいと考えている。

(委員) 当事者委員のかたが「みんなの未来部会」に多く所属されているが、より専門的な議論をする中でも当事者のかたに入っていただく必要はあるのかなと思う。当事者委員のかたにも「相談支援部会」「就労支援部会」「障がい児部会」に参画していただきたいと思うが、委員のかたの意見を聞きたい。

(委員) 現在の「みんなの未来部会」から移動したい気持ちは全くない。

(委員) どこに行っても勉強になるのかなと思っているので、どこの部会でもいいかなと思っている。

(委員) 現在の部会に所属してから2～3年しか入っていないので、もう少し「みんなの未来部会」で活動したいと思う。

(委員) 他の委員から意見交換の希望があれば話はするが、現在の「みんなの未来部会」から動くつもりはない。

(副会長) 支援者側だけで話をしても、当事者のかたの意向に沿わないとかがでくるので、議論される内容によって、当事者のかたの意見も聞きながらできればいいかと思う。

(会長) 部会委員の案が示されたので、各部会の組織会として各部会において協議の上、部会長を選任いただきたい。

～各部会において協議～

(会長) 協議の上、部会長が選任されたため報告する。

みんなの未来部会は高橋委員

就労支援部会は中野委員
相談支援部会は波田野委員
障がい児部会は前中委員

(3) 今年度の自立支援協議会の進め方について

配布資料「令和6年度第3回青森市障がい者自立支援協議会資料」4～6頁について事務局より説明

《ご意見等》

(委員) 今期から新任委員として参加しているが、これまで部会を協議会の中で分かれて実施しているのが時間がもったいないと感じた。それぞれ部会で話し合われたことをしっかり協議会に報告し、その上で協議会全体でその部会の内容について協議するような時間が必要だと思う。そのためにも、協議会運営を検討する場として、事務局と会長、あと部会長で構成されるような事務局会議、運営会議みたいなものを設置していただきたい。

(会長) 会長、副会長、それから部会長と事務局が入り、具体的にどう部会を発展させていくのかなど検討する場は必要だと考える。可能であれば定期的に運営会議のような形を設置して進めていきたい。

7 各部会での協議及び各部会からの報告

【みんなの未来部会】

(委員) 初めにこれまでの協議内容の令和5年度4回行った協議内容の共有をしている。

みんなの未来部会では、障がい理解とか人材育成を大きなテーマとして出前講座などをやっていければいいのではないかという話し合いになっていた。前回の部会において、事務局の方で講座のパッケージ案を作成していたので、それをまず確認した上で、今後、実施に向けてどのようにしていくかということを全体で協議した。今後の進め方としてと、ターゲットをどこにするのか、そのターゲットを絞らないと、具体的な話し合いができないということと、1回の講座が45分なので、当事者の方が多くいらっしゃる中で45分で果たして間に合うのかという意見が聞かれた。また、市役所ですでに実施している出前講座等の内容を把握した上で、その講座等と一緒にやっていく方法もあるのではないかという意見もあった。今後はターゲットだったり、いつ、誰が、どこでやっていくか、またその市の既存の取り組みの内容も把握しながら、今日出た案をまた具体的に煮詰めていくということになった。

【就労支援部会報告】

(委員) 前回からの流れを確認して、改めて、令和7年10月から開始する就労選択支援に向けて、就労支援部会としてどういう活動をするか検討した。まずは、現在の就

労移行支援A型に対して就労選択支援を実施する予定があるかどうかの意向確認を行い、その後、就労選択支援で行うアセスメント表をどういうふうにするか、どの項目が必要か、また共通理解をし、どの場所で誰が行って同様の質のアセスメントになるように勉強していく必要があると確認した。他には就労継続支援A型がB型に変更になったり、廃止になっていることや、今後最低賃金が上がることで影響が生じるのではないかとということを意見交換した。

【障がい児部会報告】

（会長）青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の臨時会とし、青森県立あすなろ療育福祉センターのあり方について皆さんからご意見賜った。今後部会で出された意見を集約し、県に伝えていく方向としている。

8 その他

（委員）協議会は全国的にも法律上明記された部分もありますし、とても注目されてる部分だと思う。傍聴するかたがあまりいないというのは、やはり周知の仕方に課題があるのかと感じている。自分たちがやっていることをしっかりと外に発信していくためにも、例えば、開催時期をできるだけもうちょっと早めに決めていただくとか、日付を決まった段階で、協議会は何日にやりますっていうものを、ホームページだけでなく、障がい福祉に関係する事業者に対して周知し、もっと注目していただきながらこの協議会をしっかりと運営していったらいいと思う。